

事前協議対象建築物一覧表

R 2.1.2 版

- 利用者区分
 [A] 不特定多数利用 (例:物販店、病院、老人デイサービスセンター等)
 [B] 多数利用 C及びDを除く (例:共同住宅等)
 [C] 主として高齢者、障がい者等が利用 Dを除く (例:老人ホーム等)
 [D] 主として視覚障がい者が利用 (例:視覚支援学校等)

多数の者が利用する建築物	基準適合義務の対象 府条例、要綱ともに協議対象		基準適合努力義務の対象		利用者区分
	政令第5条、府条例第11・12条(特別特定建築物)		府条例第40条、追加対象建築物		
1 学校	特別支援学校	すべて			B(視覚障がい者支援学校:D)
2 病院又は診療所	病院又は診療所	すべて			A
3 劇場、観覧場、映画館又は演芸場	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	500㎡以上			A
4 集会場又は公会堂	集会場又は公会堂(集会場は200㎡以上の集会室があるもの)(セレニオホール、斎場、冠婚葬祭に関する事業の用途など)	すべて	集会場(200㎡以上の集会室があるものを除く)	すべて	A
5 展示場	展示場	500㎡以上			A
6 卸売市場、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	200㎡以上	コンビニ	100㎡以上 200㎡未満	A
7 ホテル又は旅館	ホテル又は旅館	1,000㎡以上			A
8 事務所	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	すべて	事務所	500㎡以上	A B
9 共同住宅、寄宿舎又は下宿	共同住宅又は寄宿舎	2,000㎡以上 又は50戸以上	公益施設	すべて	A B
10 老人ホーム、保育所、福祉ホーム、その他これらに類するもの	老人ホーム、保育所、福祉ホーム、児童発達支援センター(放課後等デイサービス)、助産院、その他これらに類するもの(知的障がい者グループホーム及び認知症対応型共同生活介護を行う施設を含む)	すべて			保育所等:B その他:C
11 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター、老人デイサービスセンター、その他これらに類するもの	すべて			A
12 体育館、水泳場、ホーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場	体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、水泳場(一般公共の用に供されるものに限る。) 若しくはホーリング場又は遊技場	1,000㎡以上			A B
13 博物館、美術館又は図書室	博物館、美術館又は図書室	すべて			A
14 公衆浴場	公衆浴場	1,000㎡以上			A
15 飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	飲食店	200㎡以上	ダンスホール	1,000㎡以上	A
16 郵便局、理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	郵便局、理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	200㎡以上	キャバレー、料理店、ナイトクラブ等	200㎡超	A
17 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの(ヨガ教室含む)	1,000㎡以上	郵便局、理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗(コインブロー含む)	50㎡以上200㎡未満	A
18 工場	自動車修理工場	200㎡以上	郵便局、銀行その他これらに類するサービス施設	50㎡未満	B
19 車両の停留場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	車両の停留場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	すべて	工場(自動車修理工場を除く)	3,000㎡以上	A B
20 自動車の停留又は駐車のための施設	自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る)	500㎡以上	工場(自動車修理工場を除く)	2,000㎡超 3,000㎡未満	A
21 公衆便所	公衆便所	すべて			A
22 公共用歩廊	公共用歩廊	2,000㎡以上			A
	要綱協議対象外		神社、寺院、教会その他これらに類するもの	300㎡以上	A
			火葬場	すべて	A
			医薬品の販売業を併せ行うものを除く(薬局(調剤薬局))	すべて	A
			複合施設	下表参照	

複合施設 <別表第1(9)> (用途は主なもののみ表記、詳細は要綱で要確認)

号	用途	規模
ア	百貨店、マーケットその他の物販店舗 / コンビニエンスストア	200㎡超
イ	飲食店 / キャバレー、料理店、ナイトクラブその他	200㎡超
ウ	百貨店、マーケットその他の物販店舗 又は コンビニエンスストア / 飲食店 又は キャバレー、料理店、ナイトクラブその他	200㎡超
エ	百貨店、マーケットその他の物販店舗 / コンビニエンスストア / 飲食店 / キャバレー、料理店、ナイトクラブその他 / 自動車修理工場 / 劇場、観覧場、映画館又は演芸場 / 展示場	500㎡超
オ	百貨店、マーケットその他の物販店舗 / コンビニエンスストア / 飲食店 / キャバレー、料理店、ナイトクラブその他 / 自動車修理工場 / 劇場、観覧場、映画館又は演芸場 / 展示場 / ホテル又は旅館 / 体育館、水泳場、ホーリング場その他運動施設又は遊技場 / 公衆浴場	1,000㎡超
カ	上記一覧表の基準適合義務の対象及び基準適合努力義務の対象すべて (公衆便所 / 自動車の停留又は駐車のための施設 / 自動車教習所 / 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗 / 神社、寺院、教会その他これらに類するもの / 車両の停留場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの / 公共用歩廊を除く)	2,000㎡以上